

令和7年度(2025年度)



西野中 ゆるキャラ  
にしのおん

# PTA 総会

札幌市立西野中学校 保護者と教師の会

- ◆日時 令和7年4月25日(金) 15時25分～16時00分
- ◆場所 札幌市立西野中学校 体育館
- ◆当日の日程

- 授業公開 13時40分～14時30分
- 学級 PTA 集会 14時35分～15時15分
- PTA 総会 15時25分～16時00分
- 部活動後援会総会 16時00分～16時30分
- 部活動説明会 16時30分～



この資料は、総会当日に使用いたします。

このページは、空白です。  
次のページにお進みください。

## ◆PTA 総会次第

---

1. 開会の言葉
2. PTA 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 議長団選出
5. 議事
  - (1) 令和6年度 PTA 活動報告
  - (2) // 会計決算報告
  - (3) // 会計監査報告
  - (4) 札幌市 PTA 共済会について
  - (5) 個人情報取扱規則について
  - (6) 令和7年度 PTA 年間活動方針について(案)
  - (7) // 予算について(案)
  - (8) 役員改選(案) 役員及び監査選考委員会、委員長より
6. 議長団退任
7. 新旧役員挨拶
8. 感謝状の贈呈
9. 新任教職員、PTA 担当教師の紹介
10. 連絡
11. 閉会の言葉




月	役員会	1 学年	2 学年	3 学年
4	入学式・P T A 入会式・P T A 総会			
5	P T A 委員全体会 第一回学年委員会・専門部会 西野地区交通安全実践会定期総会 西野中学校区青少年健全育成推進会総会（書面開催） 西区 P 連定期総会 西区 P 連理事会①	P T A 委員全体会 第1回学年委員会・専門部会	P T A 委員全体会 第1回学年委員会・専門部会	P T A 委員全体会 第1回学年委員会・専門部会
6	第1回 P T A 役員会・運営委員会 西野第二町内会関係団体懇談会 西野地区関係団体連絡協議会① 西野地区・西町地区合同交通事故追放総決起大会 西野中学校区青少年健全育成推進会総（書面開催）	第1回 P T A 運営委員会	第1回 P T A 運営委員会	第1回 P T A 運営委員会
7				
8	町内合同交通安全啓発 西区 P T A 連合会親子ふれあい事業			
9	西区 P 連理事会②			
10	第71回日 P 北海道ブロック研究大会千歳大会 西野地区関係団体連絡協議会②			
11	第2回 P T A 役員会・運営委員会 6校交流会（西野第二小） にしのみ部主催紙ヒコーキ大会 にしのみ部主催ミニバレー大会 西区 P 中間監査	第2回 P T A 運営委員会 学年 P T A 集会	第2回 P T A 運営委員会 学年 P T A 集会	第2回 P T A 運営委員会 学年 P T A 集会
12				
2	予算編成 西区 P 連理事会③ 西野地区関係団体連絡協議会③ 第3回 P T A 役員会・運営委員会	第3回 運営委員会	第3回 運営委員会	第3回 運営委員会
3	学校関係者評議会 卒業式 西区 P 最終監査			卒業プロジェクト 以上です。



❖ 令和6年度 西野中学校 P T A 活動報告 ❖

NO.2

月	広報部	校外指導委員会	にしのん部
4			
5	PTA委員全体会 専門部会	PTA委員全体会	にしのん通信（不定期発信） テルテル坊主飾り 宿泊・修学旅行見送り旗作成・見送り
6	第1回PTA運営委員会 コラージュパネル編集・撮影 6～11月	第1回PTA運営委員会	
7	「蒼穹」第91号 編集会議 7月～1月編集作業		
8			
9			
10		「安全のあかり」…活動協力の お願い・お便り配付	紙ヒコーキ大会 ミニバレーボール大会 準備
11	第2回PTA運営委員会 コラージュパネル展示	第2回PTA運営委員会	紙ヒコーキ大会 ミニバレー大会
12			紙ヒコーキ大会表彰式
2	第3回PTA運営委員会 「札幌市PTA広報紙まつり」表彰式	第3回PTA運営委員会	
3	「蒼穹」第91号全校配付		桜プロジェクト

令和6年度(2024年度)

PTA一般会計決算報告書

<収入の部>

令和7年 3月 5日現在

項目	令和6年度予算	令和6年度決算	増減	備考
繰り越し金	656,748	656,748	0	
会費	1,149,120	1,058,940	△ 90,180	180円×12か月×532人
保護者	64,800	64,800	0	180円×12か月×30人
教職員	323,400	313,980	△ 9,420	460円×532人+140円×(532+30)人
札幌市PTA共済会加入費	0	6,000	6,000	生理用品寄付
雑収入				
総計	2,194,068	2,100,468	△ 93,600	

<支出の部>

項目	令和6年度予算	令和6年度決算	増減	備考
① 運 営 費				
1 研修費	20,000	5,000	15,000	日本PTA北海道研究大会
2 旅費	21,000	6,300	14,700	西区P連関係会参加
3 印刷費	80,000	96,773	△ 16,773	紙代、コピー用紙、インク
4 事務用品費	15,000	12,540	2,460	事務用品
5 渉外接待費	30,000	30,000	0	西区P連懇談会
6 通信費	37,500	22,000	15,500	通信費一人500円×60名
①合計	203,500	172,613	30,887	
② 活 動 費				
7 役員活動費	20,000	20,000	0	事務局運営費
8 にしのん部	10,000	10,000	0	活動費等
9 広報部活動費	140,000	100,992	39,008	広報紙印刷等
10 学年活動費	35,000	35,000	0	3年生20000円、1・2学年15000円×2、7組5000円
11 特別委員会活動費	3,000	5,000	△ 2,000	お茶代
12 役員選考委員会費	3,500	3,500	0	通信連絡費500円×7名
②合計	211,500	174,492	37,008	
③ そ の 他				
13 奨励費	250,000	255,914	△ 5,914	卒業記念印鑑、胸花、紅白
14 弔事費	40,000	31,500	8,500	香典、弔電等
15 分担費	340,000	321,150	18,850	西区P連会費、中体連・中文連負担金など
16 札幌市PTA共済会加入費	323,400	313,980	9,420	PTA共済会加入費
17 予備費	544,968	44,493	500,475	振込手数料など
18 生理用品費	60,000	60,000	0	生理用品
③合計	1,558,368	1,027,037	531,331	
総計(①+②+③)	1,973,368	1,374,142	599,226	

総収入 ¥2,100,468 - 総支出 ¥1,374,142 = 残高 ¥726,326

上記のとおり報告いたします。

会計担当

教頭

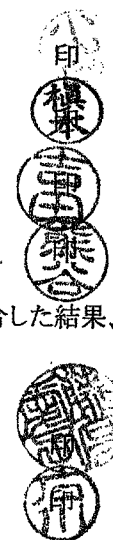
校長

上記に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入及び支出関係書類を照合した結果、適正に執行されていたことを認めます。

令和7年 3月 14日

監査

監査



# 令和6年度 PTA特別会計(年度末)

令和7年3月5日現在

収入	
前年度繰越金	751,502
PTA一般会計より	0
バザー食券売上	0
バザー食券売上(当日券)	0
友愛セール売上	0
利息	357 ✓
合計	751,859 ✓

支出	
合計	0

差引残高	751,859
------	---------

<収支> 収入 - 支出 = 差引残高  
 751,548 - 0 = 751,859 ✓

以上、報告します。

令和7年 3月5日

会計



教頭



校長



監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和7年 3月14日

監査



監査

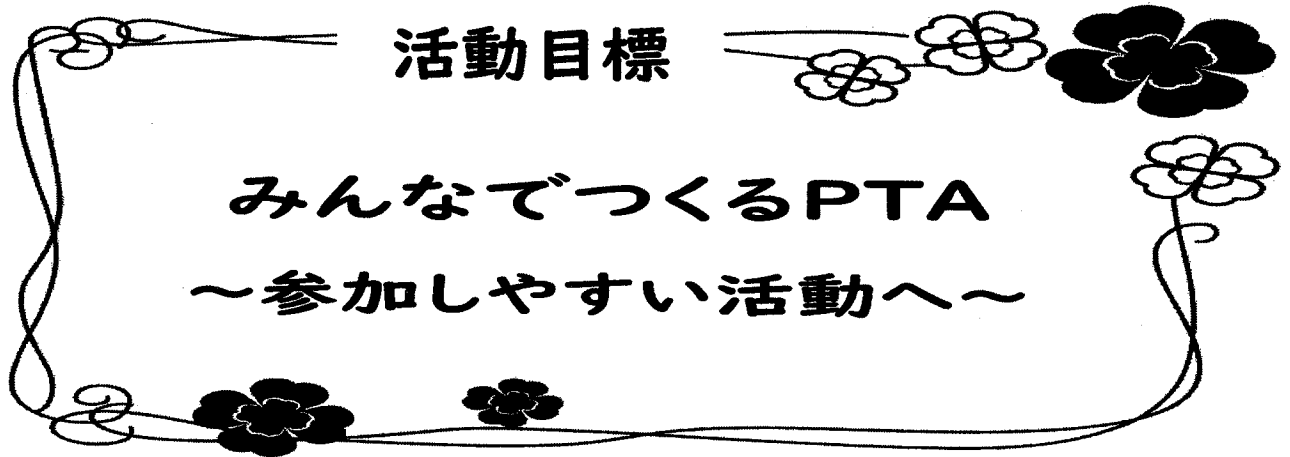


# ～令和7年度 西野中学校PTA活動方針～

## はじめに

西野中学校PTAは、これまで各学年・各学級・各専門部会におけるPTA活動の成果を踏まえ、PTAの役割や内容について精査しながら、効率的・効果的活動を推進してきました。

令和7年度は、PTA本来のあり方を念頭におき、西野中のPTAらしい、誰もが気軽に参加しやすい開かれた活動を目指し、活動方針を策定することとします。



## 1. 令和7年度 活動方針

- (1) 誰でも気軽に参加できる活動内容を目指そう。
- (2) 子どもたちが安心・安全に学べる環境を整えよう。
- (3) 家庭・学校・地域の交流を深め、絆を築こう。



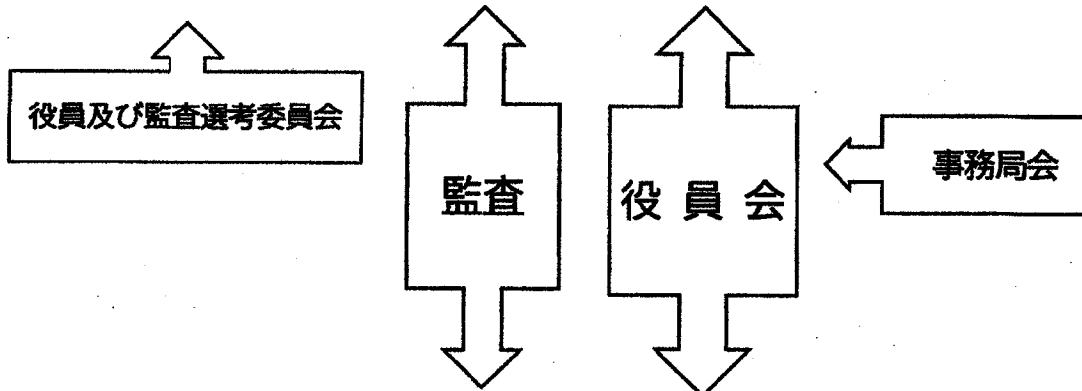
## 2. 令和7年度 重点目標

- (1) コミュニケーションを大切にし、誰もが参加しやすい活動にしよう。
- (2) 子どもたちが安心・安全に過ごせるように、教育環境の整備と充実を目指そう。
- (3) 保護者・教師・地域の連携を密にし、子どもたちの健全育成を図ろう。

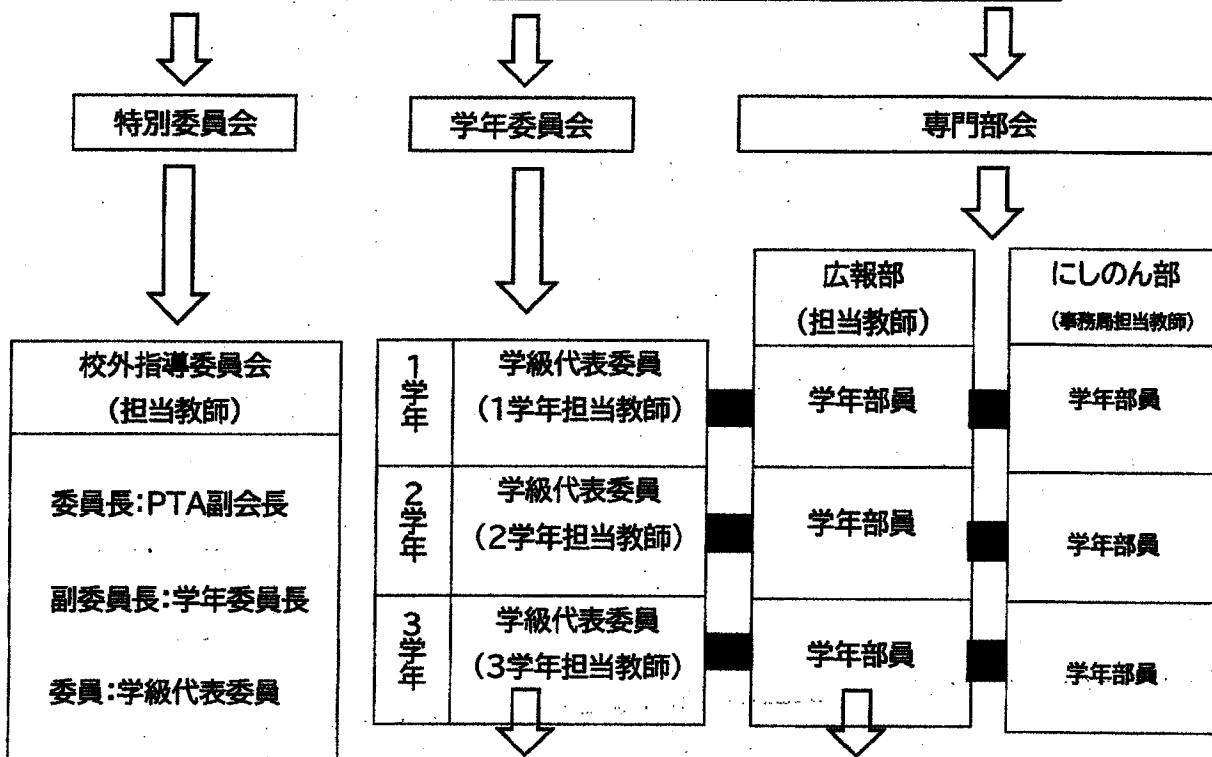


【西野中学校PTA 組織図】(案)

# P T A 総 会



## 運 営 委 員 会



学 年 P T A

学 級 P T A

令和7年度(2025年度)

PTA一般会計予算(案)

〈収入の部〉

項目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算	備考	
繰り越し金	656,748	656,748	726,326		
会費	保護者	1,149,120	1,058,940	1,138,320	180円×12ヶ月×527人
	教職員	64,800	64,800	64,800	180円×12ヶ月×30人
札幌市PTA共済会加入費	323,400	313,980	320,400	460円×527人+140円×(527+30)人	
雑収入	0	6,000	0		
総計	2,194,068	2,100,468	2,249,846		

〈支出の部〉

項目	令和6年度予算	令和6年度決算	令和7年度予算	備考	
① 運営費	1 研修費	20,000	5,000	20,000	道P札幌大会参加費
	2 旅費	21,000	6,300	21,000	西区P連関係会議交通費等
	3 印刷費	80,000	96,773	80,000	紙代、コピー、インク
	4 事務用品費	15,000	12,540	160,000	事務用品、電卓、PC
	5 渉外接待費	30,000	30,000	30,000	西区P連懇親会(8000円×5人)
	6 通信費	37,500	22,000	37,500	通信連絡費500×75名
	①合計	203,500	172,613	348,500	
② 活動費	7 役員会活動費	20,000	20,000	20,000	事務局運営費
	8 にしのん部活動費	10,000	10,000	30,000	ゆるボウ、巻き尺、イベント準備
	9 広報部活動費	140,000	100,992	140,000	広報紙印刷等
	10 学年活動費	35,000	35,000	35,000	10000円×3半年+6組分5000円
	11 役員選考委員会活動費	3,000	5,000	3,000	飲み物代
	12 役員選考委員会通信費	3,500	3,500	3,500	通信連絡費500円×7名
②合計	211,500	174,492	231,500		
③ その他	13 奨励費	250,000	255,914	250,000	卒業記念印鑑・胸花・紅白餅
	14 弔事費	40,000	31,500	40,000	香典・弔電等
	15 分担費	340,000	321,150	340,000	西区P連会費、中体連・中文連費組金等
	16 札幌市PTA共済会加入費	323,400	313,980	323,400	PTA共済会加入費
	17 予備費	544,968	44,493	656,446	搬込手数料など
	18 生理用品費	60,000	60,000	60,000	生理用品
	③合計	1,558,368	1,027,037	1,669,846	
総計	1,973,368	1,374,142	2,249,846		

# 札幌市立西野中学校 保護者と教師の会 会則 (案)

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、札幌市立西野中学校保護者と教師の会（PTA）と称し、事務局を同校におく。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教師が力を合わせ、相互の理解と信頼を深め、学校教育活動を充実させ、生徒の健全育成を図ることを目的とする。

## 第3章 方針と活動（事業）

第3条 この会は、第2条の目的達成のために、次の活動を行う。

- 1 会員の教養を高め、相互の親睦と理解を図ること
- 2 地域社会及び諸団体や関係機関との連携を図ること
- 3 教育環境の整備と改善を図ること
- 4 その他、目的を達成するために必要と認められること

## 第4章 会員

第4条 この会は、本校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わるもの及び本校の教師をもって会員とする。

## 第5章 役員及び監査

第5条 この会は次の役員及び監査をおき、任期は1か年とし再任は妨げない。補選による役員の任期は前任者の残任期間とする。

- |        |              |         |                  |
|--------|--------------|---------|------------------|
| 1 会長   | 1名（保護者）      | 2 副会長   | 3～4名（保護者2～3 教頭）  |
| 3 事務局長 | 1名（保護者1）     | 4 事務局次長 | 2～3名（保護者1～2 教師1） |
| 5 会計   | 2名（保護者1 教師1） | 6 監査    | 2名（保護者2）         |

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
- 3 事務局長は、役員会の事務を処理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、局長不在の時は職務を代行する。
- 5 会計は、この会の経理事務を処理し、総会に決算を報告する。

第7条 監査は、この会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

## 第6章 顧問

第8条 校長は顧問として、各種会議に出席し、意見を述べるができる。

## 第7章 学級委員

第9条 各学級から学級代表委員（1～2名）と各専門部員を選出する。学級における各専門部員は1名以上とするが学年単位で人数の調整を図るため、その限りではない。

## 第8章 会議

第10条 この会の事業運営のため、次の会議をもつ。

- 1 総会 全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。総会では、次の事項を審議決定する。また、議決は出席者の過半数で決する。

イ 会の事業運営の報告と承認	ロ 決算報告、監査報告と承認
ハ 新年度の事業と予算の決定	ニ 役員及び監査の改選
ホ その他必要と認める事項	

会長が必要と認めた場合は、書面または電磁的方法により総会を開催することができる。議案の賛否は議決権行使書により行う。

総会に出席できない会員は、書面若しくは電磁的方法を以って表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 臨時総会 会長が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要請があったとき開催する。
- 3 役員会 役員をもって構成し、必要に応じ、会長が招集する。
- 4 運営委員会 役員、各学年の代表者2名、各部の代表者2名、担当の教師をもって構成し、次の事項を協議及び審議し、決定する。

- イ 総会の決議に基づく本会の運営について協議
- ロ 総会に提出する議案の決定
- ハ 各委員会で立案された事項の審議
- ニ 特別委員会設置についての審議
- ホ 年度予算の補正についての決定
- ヘ その他必要事項の処理

- 5 学年委員会 学級代表委員と学年教師をもって構成し、学年ごとに正副委員長を選出する。また、必要に応じて、他の学級委員をもって構成する。
- 6 学級PTA その学級の会員で構成し、学級委員は担任教師と協力して学級活動を推進する。この会の運営は、学級代表委員がこれにあたる。

- 7 学年PTA その学年の会員で構成し、この会の運営は学年委員会がこれにあたる。
- 8 専門部会 ①広報部……部員と担当教師で構成する。なお、部員の中から正副部長（保護者各1名）を選出し、この会の運営は部長がこれにあたる。行事写真紹介、広報紙の発行等、会員や地域社会への情報発信の活動を行う。  
②にしのも部……数名の部員で構成。
- 9 ゆるいボランティア（ゆるボラ） 出席を取らず「来れる人が来れるときに」気軽に参加できる活動を企画・発信する。
- 10 事務局会議 事務局長と事務局次長他をもって構成する。

### 第9章 特別委員会

第11条 この会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会の承認により、特別委員会を設けることができる。また、この会は、その任務を終了したとき解散する。

### 第10章 会計

- 第12条 この会の収入は、会費、事業収入および寄付金による。会費の額は総会で決定する。
- 第13条 この会の支出は総会で議決され、予算に基づき行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

### 第11章 特別会計

- 第15条 この会の活動により生じた収益金を、特別会計として、生徒の活動補助並びにこの会の特別な活動のための備蓄にあてる。
- 第16条 特別会計の運用については、運営委員会において決定する。
- 第17条 特別会計の決算並びに監査については、会則第10章、第13条に基づいて行うものとするが、予算は立てないものとする。

### 第12章 役員及び監査選考委員会

第18条 役員及び監査の選考にあたっては、役員及び監査選考委員会をつくり、候補者を決め、総会で選出する。役員及び監査選考委員会は、各学年から2名ずつ、その年度の退会役員から1名、教師2名の計9名をもって構成する。

### 第13章 附則

- 第19条 会則は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第20条 この会の運営に際し、必要な細則は、この会則に反しない限り、運営委員会で決めることができる。
- 第21条 特別の事情のある場合、および災害についての見舞金は役員会において考慮する。
- 第22条 この会則は昭和51年4月7日から実施する。

昭和52年	3月22日一部改正	平成17年	4月19日一部改正	令和3年	4月23日一部改正
昭和59年	4月27日一部改正	平成21年	4月22日一部改正	令和4年	4月22日一部改正
昭和60年	10月16日一部改正	平成22年	4月26日一部改正	令和5年	4月20日一部改正
昭和61年	12月16日一部改正	平成23年	4月18日一部改正		
平成10年	4月21日一部改正	平成23年	4月18日一部改正		
平成14年	4月19日一部改正	令和2年	6月9日一部改正		

## 細則

### 第1章 弔事規程

- 第1条 弔事については、次のようにその意を表する。
- ① 生徒死亡の場合 10,000円＋弔電＋供花
- ② 会員死亡の場合 10,000円＋弔電＋供花
- ③ 教職員の親が死亡の場合 5,000円
- ④ その他特別の場合は役員会において決定するものとし、緊急の時は会長に一任する。

### 第2章 表彰

第2条 本会の運営に功績のあった方に、感謝状を贈り感謝の意を表する。

### 第3章 特別委員会の設置

第3条 校外指導委員会の設置について  
生徒が健全な校外生活を送るため、会則第11条にもとづいて、校外指導委員会を設置する。（委員長は副会長、副委員長は各学年委員長が務め、委員は学級代表委員が兼務する。）

### 第4章 附則

第4条 この細則は、運営委員会において、委員の三分の二の賛成をもって改正することができる。

平成14年 4月19日 一部改正 平成27年 2月25日 一部改正  
平成17年 4月19日 一部改正

## 札幌市立西野中学校保護者と教師の会 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 札幌市立西野中学校保護者と教師の会（PTA）（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、会報誌、西野中学校ホームページへの掲載

### (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報を第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員・委員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成 31 年 4 月 26 日より施行する。